

民事訴訟法

次の【事例】を読み、下記の【設問】に答えなさい。解答用紙は、表面（30行）のみを使用すること。

【事例】

Xは、Yを被告として、売買契約に基づきXがYに売却した建設機械の代金300万円の支払いを求める訴えを提起した（以下、「前訴」という）。Yは本件売買契約の成立を争ったが、裁判所はXの請求を認容する判決をし、この判決は確定した（以下、「前訴判決」という）。

その後、Xが強制執行に及んだため、Yは請求異議の訴え（民事執行法35条）を提起し（以下、「後訴」という）、〔a〕前訴判決確定後に、YはXに対し、本件売買契約はXにだまされて締結したものであるとして取消しの意思表示をした、および、〔b〕前訴判決確定後に、YはXに対し、前訴口頭弁論終結時前より相殺適状にあったYのXに対する200万円の貸金債権をもってXのYに対する300万円の代金債権（請求債権）と対当額で相殺するとの意思表示をした、との事由を主張した。

【設問】

- (1) 後訴において、Xは、Yが〔a〕の事由を主張することは許されないと主張した。Xは、この自己の主張を正当化するために、どのような理由付けをすればよいか。
- (2) 後訴において、Yが〔a〕の事由を主張することの許否について、判例の立場を明らかにしなさい。
- (3) 後訴において、Xは、Yが〔b〕の事由を主張することは許されないと主張した。Xは、この自己の主張を正当化するために、どのような理由付けをすればよいか。
- (4) 後訴において、Yが〔b〕の事由を主張することの許否について、判例の立場を明らかにしなさい。
- (5) 上記(2)と(4)で明らかにした判例の立場をどう評価するか、自説を述べなさい。

(80点)